

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

- お知らせ
 - 「訪問看護師定着推進事業補助金(産休等代替)の申請期限について」
 - 「H28年度訪問看護にかかる支援策(補助金等)について」
 - 「訪問看護フェスティバルのご案内(平成29年1月14日(土)開催)」
 - 「暮らしの場における看取り支援事業 多職種向け研修(基礎編)を実施します。(平成29年3月23日)」
 - 「平成28年度 介護職員スキルアップ研修【二次募集中】」
 - 「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中!
- 報酬算定・運営基準
 - 「都が所管する指定通所介護事業所の適切な人員配置について」

平成28年12月1日発行 第149号

お知らせ

○ 訪問看護師定着推進事業補助金(産休等代替)の申請期限について

東京都では、訪問看護ステーションに勤務する看護職員が産前・産後、育児又は家族の介護のため、長期間にわたって休業する場合には、当該訪問看護ステーションが代替職員を雇用するために必要な支援をすることで、訪問看護ステーションで働く看護職員の定着を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図っております。

つきましては、当補助金の申請について、下記の通り今年度分の申請期限を設けましたので、申請に当たっては御注意願います。詳細は東京都のホームページで御確認ください。

【申請期限】

平成29年2月10日(金) ※厳守

【補助対象】

平成29年3月31日までに、産前産後休業・育児休業・介護休業を取得(予定)の場合

【注意事項】

- ・各休業の終期及び代替職員の新規雇用は、申請時点で見込みでも差し支えありません。
- ・平成29年4月1日以降の休業期間については、来年度事業(予定)の申請対象になります。

【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>【補助金】平成28年度訪問看護師定着推進事業(産休等代替)
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/28teityaku.html>)

【お問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL 03-5320-4267

○ H28 年度訪問看護にかかる支援策（補助金等）について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへ様々な支援を行っており、平成 28 年度も補助金事業や研修事業などを実施しております。

また、下記のとおり「訪問看護の人材確保・定着等に関する調査」を行いますので、御協力をお願いします。

【訪問看護の人材確保・定着等に関する調査】

対象	①H28.9月までに開設した都内の全訪問看護ステーション（管理者票、従事者票） ②都内の全病院（管理者票、従事者票）※訪問看護を実施していない病院も御回答下さい
回答期限・方法	平成28年12月15日（木曜日）までに、ご郵送しております調査票（管理者票・従事者票それぞれ）にご回答のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください（切手不要）。
ホームページ	東京都のホームページに調査票の記載例を掲載しております。 （掲載場所）東京都福祉保健局トップページ > 高齢者 > 介護保険 > 訪問看護推進総合事業 > 「訪問看護の人材確保・定着等に関する調査」のページです。

	事業名	申請期限等
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 （訪問看護分野の認定訪問看護師資格取得支援）	締切：2月10日（金） （※1）上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。
	訪問看護師勤務環境向上事業 （研修等の代替職員確保への支援）	
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業（※1）	
	訪問看護師定着推進事業 （産休・育休・介休取得時の代替職員雇用への支援）	
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション事業 （認定看護師等による同行訪問等の受入研修）	実施中 各教育ステーションへ直接申込みください
	訪問看護フェスティバルの開催 （（公社）東京都看護協会へ委託）	H29年1月14日 都庁5階大会議場 申込受付中 （事前申込締切12月16日※2） ※2 詳細はホームページをご覧ください。申込期限を延長する場合も、ホームページでご案内します。

※各事業の詳細は、随時下記ホームページでご案内いたしますのでご確認ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL:03-5320-4267 FAX:03-5388-1425

○ 訪問看護フェスティバルのご案内(平成29年1月14日(土)開催)

都民の方や看護師等の方を対象に、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、理解促進と人材確保を図るイベントを開催します！今年は「認知症」をテーマに、都立松沢病院の齋藤正彦院長に「認知症の人が感じる世界」についてお話しいただきます。

日時等	<p>【日時】平成29年1月14日(土曜日) 午後1時～5時まで(開場午前12時)</p> <p>【場所】東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場</p> <p>【費用】無料</p> <p>【対象】どなたでも参加可</p>
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 基調講演 「認知症の人が感じる世界」 齋藤正彦先生(都立松沢病院 院長) ● 「お役に立ちます 訪問看護」 <ul style="list-style-type: none"> 第一部 寸劇 「認知症の方も地域で支えます！」 第二部 公開座談会 <p>登壇者：医師、訪問看護師、ヘルパー、主任ケアマネ、病院退院支援看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ミニ交流集会 「訪問看護師に聞いてみよう！仕事の実際」 ● その他(12時～17時) <ul style="list-style-type: none"> ・展示 …医療・介護用品(介護用ベッド、介護用食品、口腔ケア用品など) ・訪問看護の紹介…活動の実際、制度利用、訪問看護ステーションの紹介など ・相談会 …介護相談・進路相談・就業相談
申込方法	<p>東京都看護協会ホームページ・往復はがき・FAX から(事前申込期限:12月16日(金)※)</p> <p>詳細は下記ホームページをご覧ください。</p> <p>東京都看護協会 HP ホーム > 都民の皆様へ > 訪問看護 > 訪問看護フェスティバル</p> <p>http://www.tna.or.jp/index.php/for_tokyoites/care_support/festival/</p> <p>※席に余裕がある場合は当日参加も可能ですが、なるべく事前にお申込みください。</p>

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL : 03-5320-4267

🔍 訪問看護フェスティバル

訪問看護フェスティバル

開催日 平成29年 **1月14日(土)** 13:00~17:00 **参加費無料**

会場 東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場 ※お申し込みをされていない場合、当日は入れないことがあります。

プログラム

12:00 開場

13:00~13:20 開会・オリエンテーション
挨拶

13:20~14:20 **基調講演「認知症の人が感じる世界」**

講師: **齋藤正彦**
(東京都立松沢病院 院長)

○ **暮らしの場における看取り支援事業 多職種向け研修(基礎編)を実施します。**
(平成29年3月23日)

在宅や施設等の住み慣れた暮らしの場における看取りを希望される方に、どのような支援ができるのか、経験豊富な専門職が、基礎的なことから分かりやすくお話しします。職種、ご所属を問わず、広くご参加をお待ちしております。

- 1 **対象** 医療・介護関係者（施設・在宅）、行政職員など
 （特に、事業者の方におかれましては、本研修で学んだことをご所属内で伝達していただける方に可能な限りご出席いただけるよう、ご調整いただけると幸いです。）
- 2 **定員** 1,000名程度 ※定員に達した場合は、ご参加いただけない場合があります。
- 3 **受講料** 無料
- 4 **申込締切** 平成29年3月9日（木） ※お申込み状況によって前後する可能性があります。随時下記HPにてお知らせいたします。
- 5 **申込方法** 下記HPをご参照ください
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisaku/kurasinobamitorisien/kisokensyuu.html>
- 6 **日時** 平成29年3月23日（木） 9時30分～17時頃まで ※詳細が決定次第上記HPにてお知らせいたします。
- 7 **場所** 都内ホール等 ※詳細が決定次第上記HPにてお知らせいたします。
- 8 **主な実施内容（予定）** ※詳細が決定次第上記HPにてお知らせいたします。

項目	目的・主な内容
イントロダクション	課題の背景や地域包括ケアシステムに関わる東京の現状 ・多死社会の到来、死をめぐる考え方の変化 など
人生の最終段階におけるケアに関する基本的な考え方	人生の最終段階について、具体的なイメージをもち、ケアの在り方について正しく理解する ・意思決定支援 ・自然な死とその生理的変化 ・苦しむ人への援助(本人・家族) など
看取りに関する手順	看取り期のケアの具体的な手順のイメージをつかむ ・「看取りに関する方針と体制の確立」から「利用者が死亡した後の対応」までの各ステップの目的・手順・留意点
死を取りまく課題と対応	ご本人にとって最善の看取り期のケアを目指すうえで生じやすい課題とその対応方法の概要

【お問合せ先】 高齢社会対策部 計画課 計画調整担当 TEL:03-5320-4596

○ 平成28年度 介護職員スキルアップ研修【二次募集中】

1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることをめざします。

2 対象

介護保険事業所において常勤の介護職員として2年以上の勤務経験があり、研修受講後に事業所内での伝達研修を行える方。

3 定員 各コース 150人

4 受講料 無料

5 申込締切 第2回 平成28年12月2日(金)予定
第3回 平成29年1月5日(木)
※第1回目の募集は終了しました。

6 日程・会場

《日程》

下記一覧表のとおり

・研修時間は1日目は9時20分から17時まで、2日目と3日目は9時30分から17時までです。
(受付はいずれも9時開始)

コース	1日目	2日目	3日目
第2回 Aコース	平成29年1月5日(木)	平成29年1月6日(金)	平成29年1月19日(木)
第2回 Bコース			平成29年1月26日(木)
第3回 Aコース	平成29年2月2日(木)	平成29年2月3日(金)	平成29年2月9日(木)
第3回 Bコース			平成29年2月10日(金)

《会場》東京都社会福祉保健医療研修センター

住所：東京都文京区小日向4-1-6

最寄駅：東京メトロ丸の内線 茗荷谷駅 他

7 申込方法

東京都社会福祉協議会 研修受付システム「けんとかん」から、お申し込みください。

(アドレス：<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>)

お知らせ

○「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

無料

—福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！—

★消費者被害防止の3ステップ「気づく！」「声掛け！」「センターにつなぐ！」

—福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！—

受講された方にはテキスト「高齢者見守りハンドブック」を差し上げます！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口、対策、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年3月31日（金曜日）まで（土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上の高齢者を見守る方々
申込受付期限	平成29年3月7日（火曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）

>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743 <FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

【編集兼発行】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395

○ 都が所管する指定通所介護事業所の適切な人員配置について

都が所管する指定通所介護事業所における管理者等の人員配置について、以下のとおりお知らせいたします。

宿泊サービスを実施する各通所介護事業者の皆様には、日中の指定通所介護においても基準で求められている人員を確実に配置して運営されるようお願い申し上げます。

- 指定通所介護の管理者の勤務においては、その勤務すべき時間数に「当該営業時間外に宿泊サービスにおける夜勤のみに従事する時間」を含めている形態については、常勤かつ専従を求めている指定通所介護事業所の管理者としての勤務形態を満たしているとはいえません。
- 指定通所介護の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならないとされていることについて、これに該当する「常勤」としての勤務するべき時間数にも「当該営業時間外に行われる宿泊サービスにおける夜勤のみに従事する時間」を含めることができません。

【お問合せ先】 介護保険課 介護事業者担当 TEL 03-5320-4593